

守山市民ホール
大規模改修の基本的な考え方について

令和 6（2024）年 3 月
守山市

目次

I . はじめに	1
II . 施設概要等	2
1. 施設概要	2
III . 市民ホールをとりまく状況	5
1. 国の文化芸術関連政策	5
2. 県の文化芸術関連政策・計画	6
3. 守山市の関連政策・計画	8
4. 県内の主な文化施設（類似施設）の設置状況と本市の市民ホール大ホールの特徴	11
5. 周辺施設の状況	12
IV . 市民ホールの現状	17
1. 利用状況	17
2. 利用者等へのヒアリング・アンケート結果	21
3. 市民ホールの劣化状況	26
4. 現施設の特徴と問題点	28
5. 現代のホールに必要な設備や機能	29
V . コンセプト	31
1. 目指すべき将来像	31
2. 市民ホールの大規模改修の方向性（基本理念）	32
VI . 今後の予定	33

I. はじめに

守山市市民文化会館（以下「市民ホール」）は、昭和61年11月に開館し、これまで37年にわたり音楽や劇場等文化芸術に触れる場として、また式典や各種発表の場として多くの市民に親しまれてきました。一方で建物および各種設備は、経年による老朽化が進み、安全面、利用面での課題を抱えているため、今回現況調査を実施し、改修が必要な箇所を調査します。

また、調査した結果、改修が必要と判断された箇所をただ改修するのではなく、第5次総合計画で、文化・芸術事業の推進や文化活動拠点の有効活用を掲げている本市において、今後も文化芸術を振興し、末永く愛され利用される市民ホールとなるために、運営状況や利用状況などを踏まえて、市民ホールの大規模改修の考え方について整理します。

Ⅱ．施設概要等

1．施設概要

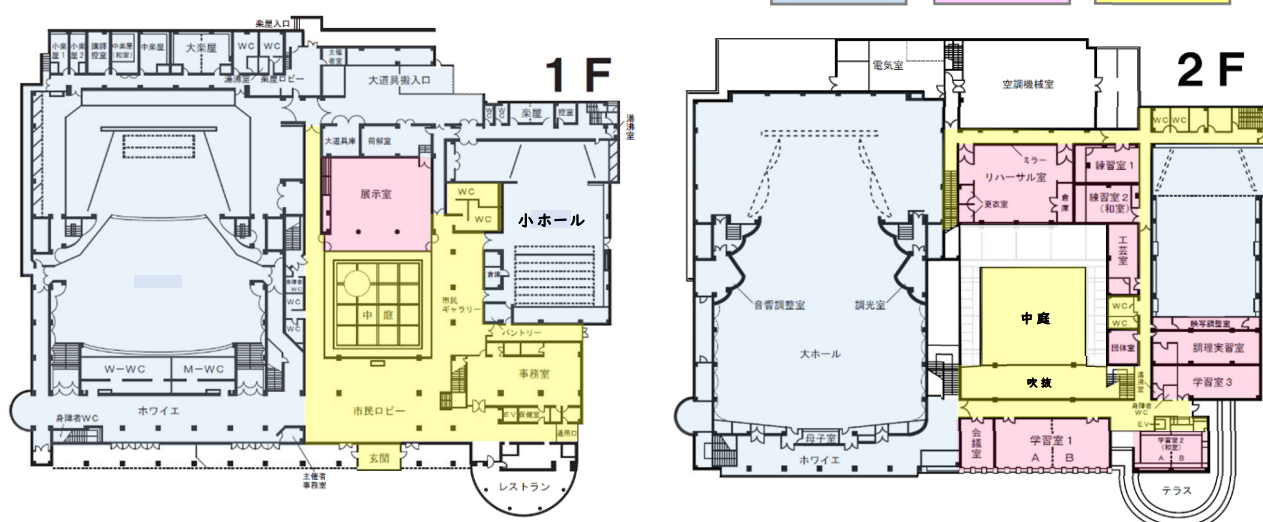
(1) 設置目的等

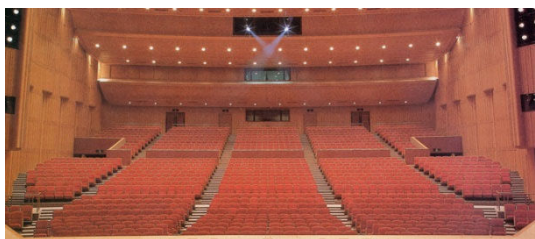
市民の文化、教養の向上を図り、市民福祉の増進に資するために設置されました。建設当初は、中央公民館としての機能を有していましたが、平成26年3月31日をもって中央公民館を廃止しました。中央公民館が担ってきた講座や教室等の事業は、指定管理者が自主事業として開催しています。

(2) 施設概要

所在地	滋賀県守山市三宅町 125		開館日	昭和 61 年 11 月 23 日	
構 造	地上 3 階、一部地下 1 階 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄骨造)			敷地面積	12,827 m ²
				建築面積	6,000.67 m ²
				延床面積	8,970.25 m ²
開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで		休館日	火曜日および祝日の翌日	
施設概要	大ホール エリア	大ホール (1300 席) 小楽屋 1(2 名)、小楽屋 2(2 名)、中楽屋 1 (和) (8 名)、中楽屋 2(10 名)、大楽屋(25 名)、講師控室(1 名)			
	小ホール エリア	小ホール (300 席、可動椅子) 楽屋 (14 名)、控室 (5 名)			
	諸室	練習室 1(10 名)、練習室 2(18 名)、リハーサル室 (135 名) 展示室、学習室 1(94 名)、学習室 2(40 名)、学習室 3(30 名)、 会議室(18 名)、調理実習室 (24 名)、工芸室 (18 名)			
	その他	事務室、レストラン			
	駐車場	第 1 駐車場 (93 台、車いす用 2 台、身障者用 2 台)			
管理運営	公益財団法人守山市文化体育振興事業団による指定管理				

【市民ホール平面図】





【大ホール】



【小ホール】



【展示室】



【工芸室】



【調理実習室】



【リハーサル室】



【練習室 1】



【練習室 2】



【学習室 1】



【学習室 2】



【学習室 3】



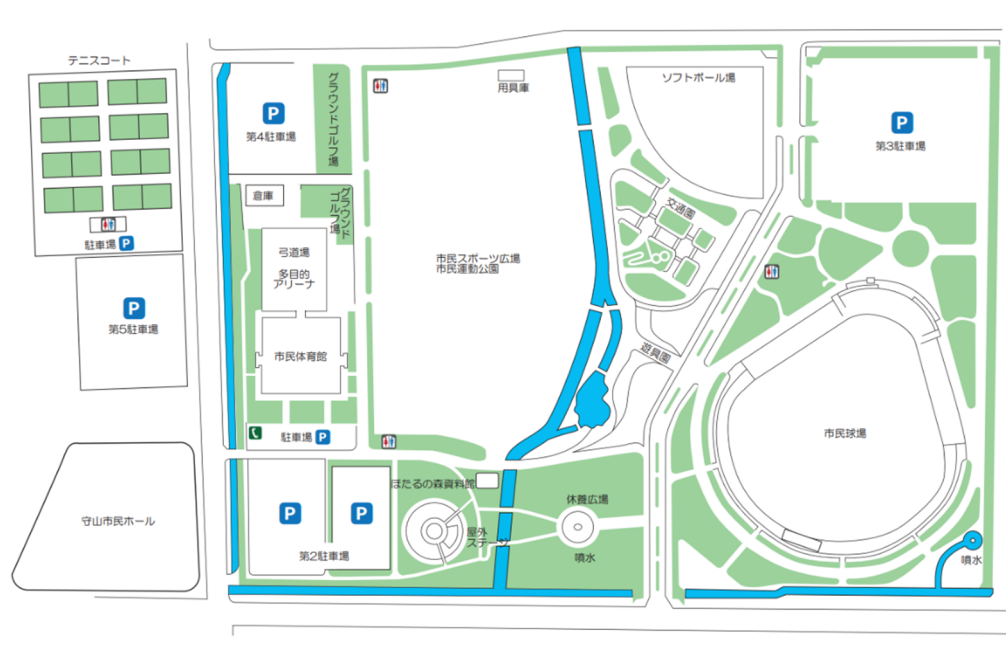
【会議室】

(3) 隣接施設

市民ホールに隣接する施設として、守山市民運動公園があります。

守山市民運動公園は市民体育館、市民球場、多目的アリーナ、スポーツ広場、ソフトボール場、運動公園テニスコート、弓道場等の施設を有しており、スポーツ活動をはじめきっかけづくりや継続的なスポーツ活動の場だけでなく、ウォーキングやジョギング等気軽に運動する場としても利用されています。

市民ホールと守山市民運動公園にある駐車場は共用となっており、合計で約 960 台駐車可能となっています。



Ⅲ．市民ホールをとりまく状況

1．国の文化芸術関連政策

国の文化政策として、様々な法律等の整備が進められています。

「文化芸術振興基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行により、文化芸術そのものの振興に加え、隣接分野との連携等により地域課題解決に寄与し、地域社会の成熟を促す役割を文化芸術が担うことが期待されています。

法律・施策名	概要
「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 平成 24 年 6 月施行	現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。 また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。このように、劇場、音楽堂などは、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在であるとされている。
「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第 4 次基本方針） 平成 27 年 2 月施行	劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。 また、個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場であるとともに、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。 さらに、劇場、音楽堂等は、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する役割も期待されている。
「文化芸術基本法」 平成 29 年 6 月施行	文化芸術に関する活動を行うものの自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。 文化芸術の推進にあたっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携を図ることなどが定められている。

2. 県の文化芸術関連政策・計画

滋賀県の文化施策として、様々な条例等の整備が進められています。

「滋賀県文化振興条例」や「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の施行により、文化芸術活動の促進・発信・継承、障害者を含むあらゆる世代の人々の文化活動の充実が期待されています。また、文化芸術そのものの振興に加え、隣接分野との連携などにより地域課題解決に寄与し、滋賀県の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えとともに、新たに創造される芸術文化等と合わせて文化力が高まることが期待されています。

法律・施策名	概要
滋賀県文化振興条例 平成 21 年制定	文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与する。 基本理念は下記の 5 点である。 ○文化活動を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮すること ○県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備を図ること ○文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上を図られるよう配慮すること ○多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮すること ○滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮すること
滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 令和 2 年策定	障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会づくりを進めることを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。全ての人が対等に文化芸術を享受し創造することができるよう、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目標とする。
障害者の文化芸術活動を支える拠点のあり方について 令和 2 年策定	障害の有無にかかわらず、県民誰もが気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指す。文化芸術を介して時間と場所を共有し、様々な交流が生み出される「場」や「機能」のあり方について検討を進める。 市民ホールにおいては地域拠点として「人材」「つながり」「仕掛け」の機能を持つ場を求める。

滋賀県文化振興基本方針 令和 3 年策定	文化芸術活動の促進・充実・発信・継承や人材の育成、風景の保全、産業との連携、高齢者・障害者・青少年の文化活動の充実を目指す。基本目標は下記の 4 点である。 ～滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿～ ○滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく ○地域の交流が深まり、文化を大切にする気運が盛り上がる ○滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化などに実際に触れ、体験することにより、創造性豊かな子ども・若者が育まれている ○滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、新たに創造される芸術文化などと合わせて文化力が高まる
美の魅力発信プラン 令和 3 年策定	「美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に」 文化芸術において、創作・保存継承・発信への地域住民の深い理解、場を提供する。分野を超えた出会いや交流によって、新たな創作や活動の刺激を促す。

3. 守山市の関連政策・計画

(1) 関連政策・計画

本市のまちづくり・公共施設関連政策として、第5次守山市総合計画、公共施設等総合管理計画が策定されており、市民ホールを含む文化施設においては、施設の安全・耐震化、長寿命化を基本とし、施設利用状況や性能、配置を考慮した機能維持・集約化を検討することとしています。

また、現在策定中の第5次地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（案）では、温室効果ガスの排出削減に向け、建物の高断熱化や環境性能の高い建物の普及に取り組んでいくこととしています。

守山市立地適正化計画では、市民ホールは「文化スポーツ・市民交流拠点」に位置し、教育、文化、生業の創造や市民の健康増進などを促進し、新たな価値を創造するエリアとして、訪れる人々の交流促進を目指すことが期待されています。

さらに、市が直面するあらゆる課題に対する取組がSDGsの理念と合致するものであることから、総合計画とSDGsをより一体的に推進することが期待されています。

法律・施策名	概要
公共施設等総合管理計画 平成28年策定	「活力ある住みやすさ日本一が実感できる守山」を実現するため、限られた財源を有効活用し、質・量の両面で管理・運営を行う。公共施設（建築物）は、更新時期の調整や統廃合による削減と、必要な機能の維持の両立が可能であるため、長寿命化、複合化等による活用を検討する方針。 文化・社会教育施設（市民ホールを含む）においては、施設の安全・耐震化、長寿命化を基本とし、施設利用状況や性能、配置を考慮した機能維持・集約化を検討する。
守山市立地適正化計画 平成29年策定 令和2年一部改訂	上位計画や都市計画マスタープランに基づき、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、商業等の多様な分野と連携を図る。 市民ホールは「文化スポーツ・市民交流拠点」に位置し、教育、文化、生業の創造や市民の健康増進などを促進し、新たな価値を創造するエリアとして、水と緑を主体とした魅力ある景観を創出し、都市的利用と農村的利用の両面を尊重したシンボル地域として、緑地や緑道の整備により、訪れる人々の交流促進を目指す。

第 5 次守山市総合 計画後期基本計画 令和 3 年度策定	第 5 次守山市総合計画は「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を基本理念として、平成 23 年度から令和 2 年度の 10 年間、市民参加と協働のまちづくりを基本姿勢として取り組みが行われた。現総合計画を 5 年間延伸し、令和 7 年度までの「後期基本計画」を策定した。 文化・芸術においては、「心豊かな生活を実現するため、文化・芸術の鑑賞機会を充実しよう」を掲げ、市民の誰もが気軽に親しめ、地域で交流できる環境づくりに取り組む。また多言語・多文化交流による共生や寛容な心の醸成を図る。 5 年後の目標として、市民ホール（大ホール）の利用者数 135,597 人（令和元年度）を 150,000 人に増加（令和 7 年度）、文化・芸術に接する機会があった市民の割合 53.2%（令和元年度）を 70.0%に増加（令和 7 年度）する。 また、市が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取組を包括的に示しており、これまでにその多くの取組が SDG s の理念と合致するものであることから、総合計画と SDG s をより一体的に推進する。
--	--

(2) SDG s の推進

前項より、「第 5 次守山市総合計画」は、本市が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取組を包括的に示しており、これまでにその多くの取組が SDG s の理念と合致するものであることから、総合計画と SDG s をより一体的に推進することが期待されています。

「SDG s 日本モデル」は、本市を含む全国の自治体が賛同しており、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方から SDG s を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示すものであり、下記の 3 つを宣言しています。

- SDG s を共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出する。
- SDG s の達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組む。
- 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となる SDG s の推進を目指す。

【表 想定される SDGs の取り組み】

ゴール	ターゲット
4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	4-7 文化多様性の尊重、持続可能な開発に文化が貢献することの価値認識等の教育を通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識とスキルを確実に習得できるようにする。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	7-3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
8 働きがいも 経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。	8-9 雇用創出や各地の文化振興・産品販促につながる、持続可能な観光業を推進する政策を立案・実施する。
10 人や国の不平等をなくそう 国内および国間の不平等を是正する。	10-2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を推進する。
11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的にとらえ、安全性、レジリエンスを備え持続可能なまちにする。	11-7 すべての人々、特に女性、子ども、高齢者、障害者などが、安全でだれもが使いやすい緑地や公共スペースを利用できるようにする。
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。	12-7 国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達の取り組みを促進する。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略にもとづき、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。

4. 県内の主な文化施設（類似施設）の設置状況と本市の市民ホール大ホールの特徴

(1) 県内の主な文化施設の設置状況

県内で1,000席以上の大ホール座席数を有する文化施設と近隣市（草津市、栗東市、野洲市）の文化施設は表のとおりです。

施設名	管理者	所在地	開館年	大ホール 席数	中ホール 席数	小ホール 席数
滋賀県立文化産業 交流会館	滋賀県	米原市	昭和63年4月	2,074	-	203
滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール	滋賀県	大津市	平成10年9月	1,848	804	323
ひこね市文化プラザ	彦根市	彦根市	平成9年2月	1,480	346	270
守山市民ホール	守山市	守山市	昭和61年11月	1,300	-	300
大津市民会館	大津市	大津市	昭和50年4月	1,300	-	200
近江八幡市文化会館	近江八幡市	近江八幡市	昭和54年5月	1,130	-	-
高島市民会館	高島市	高島市	昭和55年11月	1,024	-	-
野洲文化ホール	野洲市	野洲市	昭和58年6月	1,054	-	110
栗東芸術文化会館 さくら	栗東市	栗東市	平成11年10月	810	406	149
草津クレアホール	草津市	草津市	昭和63年6月	737	-	-
さざなみホール	野洲市	野洲市	平成4年7月	497	-	-
草津アマカホール	草津市	草津市	平成4年5月	302	-	-
野洲文化小劇場	野洲市	野洲市	平成2年8月	300	-	-

(2) 本市の市民ホール大ホールの特徴

- ・市民ホールの座席数は1,300席で、滋賀県立の2施設、ひこね市文化プラザに次ぐ規模を誇ります。
- ・県内では、大ホールの規模が1,300席以上の施設は限られており、1,000席未満の施設が多い湖南4市の中では、突出した座席数となっています。また、これを活かし知名度のある交響楽団の公演や、アーティスト等のコンサート、寄席等を開催することができています。
- ・竣工時より設置されている残響可変装置により、県下トップクラスの音響性能を誇ります。関西吹奏楽コンクールや滋賀県芸術文化祭吹奏楽部門が開催されるなど、県内中学校・高等学校の吹奏楽の発表の場として認知されています。

5. 周辺施設の状況

(1) 周辺の公民館・文化施設の設置状況

市民ホールから半径 2 km 圏内の公民館・文化施設等の設置状況は表のとおりです。

市内には、市民ホールのほかに 2 施設（市庁舎、さんさん守山）ホール機能を有する施設があります。また、市民の身近な生涯学習・コミュニケーションの場となる地区公民館、社会教育施設は、日常的な活動に利用されています。

【表 周辺施設の設置状況】

		施設名	開館年月	主な施設構成
庁舎	1	守山市 新庁舎	令和 5 年 8 月	多目的ホール（300 名）、ギャラリー（ホール壁面の一部）、防災会議室（70 名、半面 24 名/45 名）、21 会議室（12 名）、22 会議室（18 名）
公民館等	2	小津会館・公民館	昭和 51 年 4 月	大会議室（100 名）、会議室（60 名）、和室（44 名）、調理実習室（20 名）、図書室（8 名）
	3	守山会館・公民館	昭和 52 年 4 月	大会議室（120 名）、図書室（20 名）、和室（50 名）、調理実習室（20 名）
	4	吉身会館・公民館	昭和 53 年 1 月	大会議室（100 名）、中会議室（40 名）、小会議室（25 名）、和室（40 名）、調理実習室（20 名）
	5	玉津会館・公民館	昭和 57 年 4 月	研修室（80 名）、学習室×2（各 24 名）、和室（60 名）、会議室（50 名）、調理実習室（25 名）
	6	守山市生涯学習・教育研究センター 「エルセンター」	平成 20 年 11 月	多目的室（50 名）、大会議室×2（各 85 名、一体利用 170 名）、中会議室（30 名）、小会議室（10 名）、ミーティングルーム×2（15 名/20 名）、学習室（26 名）、活動交流室（20 名）
その他	7	駅前コミュニティホール	平成 14 年 4 月	第 1 ホール（70 名）、第 2・第 3 ホール（各 20 名）※会議室
	8	守山市民交流センター 「さんさん守山」	平成 16 年 5 月	多目的ホール（全面 240 名、半面 120 名）、研修室×2（各 24 名）、会議室（24 名）、和室（24 名、20 名）

9	守山宿 町家 うの家	平成 24 年 1 月改修	南蔵（1 階 50 m ² 、2 階 18.7 m ² 、調理室 9.6 m ² ）、東蔵（18.6 m ² ）、和室（7 畳半）
10	守山市中心市街地活性化交流プラザ 「あまが池プラザ」	平成 24 年 7 月	市民ギャラリー（175.5 m ² ）、いきいき活動ひろば（60 名）、小会議室（12 名）
11	大庄屋諏訪家屋敷	平成 30 年 7 月 ※指定文化財史跡	主屋 1、主屋 2、書院、茶室
12	守山市立図書館	平成 30 年 10 月	ギャラリー（23 m ² ）、多目的室（120 名）、スタジオ（32 m ² ）、集会室×2（各 24 名）、活動室（24 名）

【図 周辺施設の設置状況】



【凡例】 赤：庁舎、オレンジ：文化施設、水色：公民館

(2) 周辺貸出諸室の用途・規模別まとめ

近隣の貸出諸室を系統別に分類すると、表のとおりになります。このうち、20名前後で利用できる小規模の会議・集会系諸室は多数存在するのに対し、同規模で楽器練習のような音出しが可能な練習・軽運動系諸室の数は非常に限られていることが分かります。一方で、市立図書館のスタジオの区分稼働率（令和4年度）は約44%であり、近隣地域では防音性能を有する小規模な練習室には一定の需要があると言えます。

市民ホールの練習室1、2の区分稼働率（同年）は25%程度に留まっていることから、防音性能等の機能の改善により、音楽活動等を行う市民の利便性向上が期待できます。

■ ホール系

	施設名	諸室名	定員（名）
小規模	市民ホール	小ホール	300
	守山市 新庁舎	多目的ホール	300
	さんさん守山	多目的ホール	240
大規模	市民ホール	大ホール	1,300

■ 会議・集会系

	施設名	諸室名	定員（名）
小規模 ~49名	市民ホール	学習室3	30
		会議室	18
	守山市 新庁舎	防災会議室（半面1）	24
		防災会議室（半面2）	45
		21 会議室	12
		22 会議室	18
	守山会館・公民館	図書室	20
	吉身会館・公民館	中会議室	40
		小会議室	25
	小津公民館	図書室	8
	玉津会館・公民館	学習室1・2	各 24
	エルセンター	中会議室	30
		小会議室	10
		ミーティングルーム1	15
		ミーティングルーム2	20
		学習室	26
		活動交流室	20

	駅前コミュニティホール	第2・3ホール	20
	さんさん守山	研修室1・2	各24
		会議室	24
	あまが池プラザ	小会議室	12
	守山市立図書館	集会室1・2	各24
		活動室	24
大規模 50名～	市民ホール	学習室1	94
	守山市 新庁舎	防災会議室	70
	小津公民館	大会議室	100
		会議室	60
	守山会館・公民館	大会議室	120
	吉身会館・公民館	大会議室	100
	玉津会館・公民館	研修室	80
		会議室	50
	エルセンター	大会議室A・B ※一体利用可	各85
	駅前コミュニティホール	第1ホール	70
	あまが池プラザ	いきいき活動ひろば	60

■ 練習・軽運動系

	施設名	諸室名	定員（名）
小規模 ～49名	市民ホール	練習室1	10
		練習室2	18
	守山市立図書館	スタジオ	(32㎡)
大規模 50名～	市民ホール	リハーサル室	135
	エルセンター	多目的室	50
		大会議室※一体利用時のみ音出し可	170
	守山市立図書館	多目的室	120

■ 展示系

	施設名	諸室名	定員（名）
小規模	守山市 新庁舎	ギャラリー	-
	守山市立図書館	ギャラリー	23 m ²
大規模	市民ホール	展示室	201 m ²
	あまが池プラザ	市民ギャラリー※半面利用可	175.5 m ²

■ 和室、調理、工作

	施設名	諸室名	定員（名）
和室	市民ホール	学習室 2	40
	小津公民館	和室	44
	守山会館・公民館	和室	50
	吉身会館・公民館	和室	40
	玉津会館・公民館	和室	60
	さんさん守山	和室 1	24
		和室 2	20
	守山宿 町家 うの家	和室	7 畳半
調理	市民ホール	調理実習室	24
	小津公民館	調理実習室	20
	守山会館・公民館	調理実習室	20
	吉身会館・公民館	調理実習室	20
	玉津会館・公民館	調理実習室	25
工作	市民ホール	工芸室	18

■ その他

	施設名	諸室名	定員（名）
その他	守山宿 町家 うの家	南蔵	50 m ² + 18.7 m ² + 調理室 9.6 m ²
		東蔵	18.6 m ²
	大庄屋諏訪家屋敷	主屋 1	-
		主屋 2	-
		書院	-
		茶室	-

IV. 市民ホールの現状

1. 利用状況

現施設の近年の利用データをもとに、利用人数、稼働率、利用ジャンルの3つの観点から、利用状況の整理・分析を行いました。

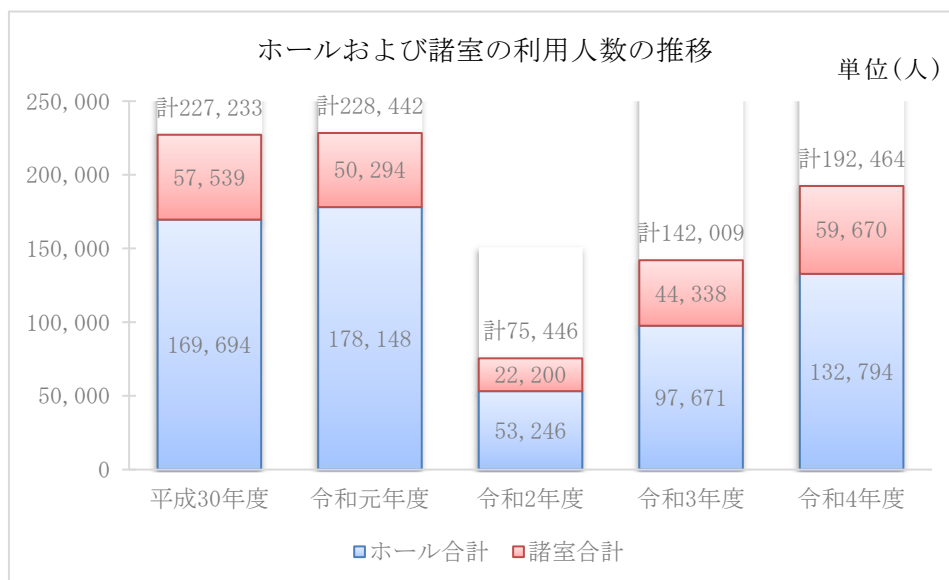
施設全体の利用人数は、令和4年度において19万人を超え、令和元年の22.8万人に向け、新型コロナウイルスの影響から回復傾向にあります。

次に利用ジャンル別で見ると、大ホールは軽音楽での利用が最も多く、全体の3割以上を占めています。有料公演も多く、市民が本格的な文化芸術に触れられる場となっています。軽音楽に次いで多い利用ジャンルは学校行事、そして講演・式典であり、この3ジャンルで全体の約8割を占めています。後述する小ホールと比較すると、大ホールは利用目的の偏りが大きいと言えます。小ホールは、軽音楽が最も多いことは大ホールと共通していますが、他にも研修会、展示会、クラシックなどさまざまなジャンルがバランスよく分布しており、市民の発表や学習の場として活用されています。

稼働率については、大ホールで令和4年度が約66%、令和3年度が約61%となっています。全国の1,000席以上のホールを有する公立文化施設において、最大ホールの令和3年度の平均稼働率は47.5%（（公財）全国公立文化施設協会『令和4年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書』より）であることと比較すると、市民ホールの利用率は全国的に見ても高い水準となっていることが分かります。諸室の稼働率については、室によって大きな差があり、最も稼働率の高いリハーサル室は80%超となっているのに対し、調理室や練習室は20～30%程度となっており、室の機能や用途の変更を検討していきます。

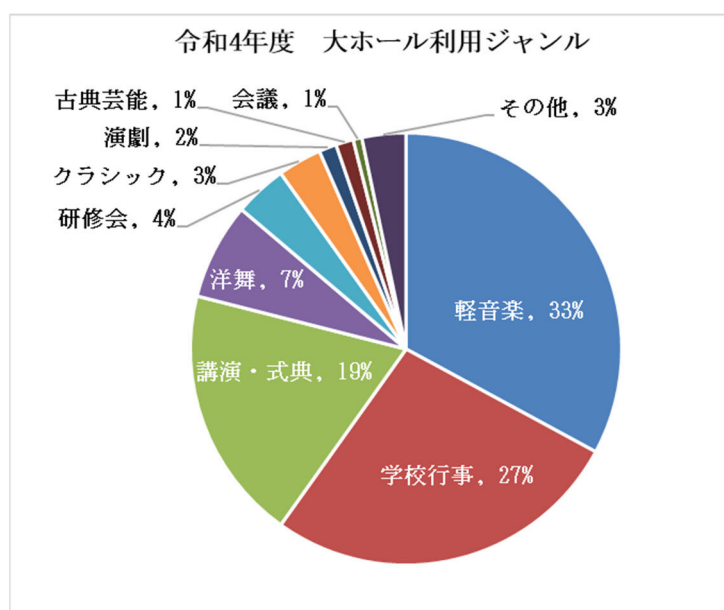
【施設全体の利用人数】

(単位：人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大ホール (楽屋利用等含む)	134,375	135,597	35,618	71,447	100,721
小ホール (楽屋利用等含む)	35,319	42,551	17,628	26,224	32,073
練習室1	1,095	1,645	552	1,685	2,039
練習室2	932	1,253	741	1,867	1,714
リハーサル室	12,194	11,348	5,126	8,027	11,911
展示室	23,121	16,311	6,871	16,899	20,278
会議室	517	1,268	322	687	1,357
学習室1	10,370	8,964	4,078	6,960	13,871
学習室2	2,253	2,644	826	2,383	2,164
学習室3	4,437	4,781	2,145	3,654	4,115
調理実習室	758	491	232	379	330
工芸室	1,862	1,589	1,307	1,797	1,891
ホール合計	169,694	178,148	53,246	97,671	132,794
諸室合計	57,539	50,294	22,200	44,338	59,670
合 計	227,233	228,442	75,446	142,009	192,464



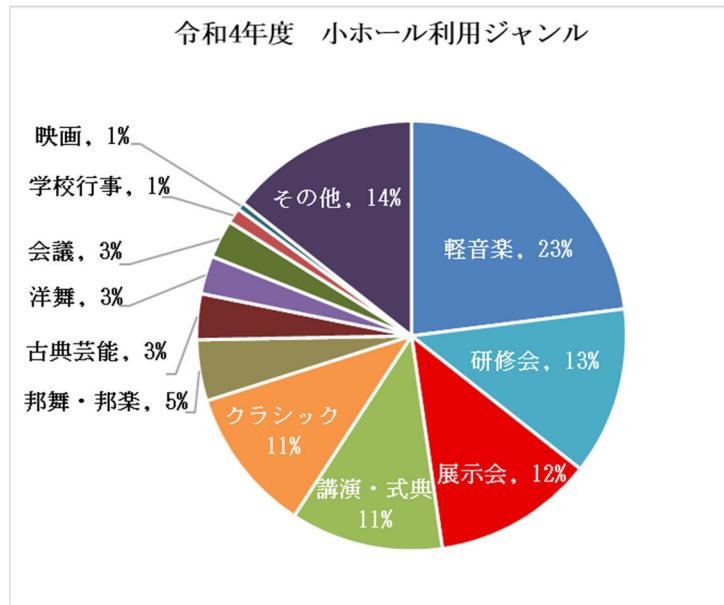
【大ホール 利用ジャンル】

区分	年度	クラシック	軽音楽	邦舞・邦楽	洋舞	演劇	古典芸能	講演・式典	映画	学校行事	会議	研修会	展示会	その他	合計
件数	R2	6	36	0	9	1	0	7	0	17	1	8	0	3	88
	R3	8	46	3	9	0	0	31	0	38	0	3	0	4	142
	R4	5	50	0	11	2	2	29	0	41	1	6	0	5	152



【小ホール 利用ジャンル】

区分	年度	クラシック	軽音楽	邦舞・邦楽	洋舞	演劇	古典芸能	講演・式典	映画	学校行事	会議	研修会	展示会	その他	合計
件数	R2	11	24	1	0	1	1	18	4	0	4	16	21	9	110
	R3	19	38	1	1	1	4	9	0	3	6	14	18	17	131
	R4	19	40	8	5	0	6	20	1	2	5	22	21	25	174



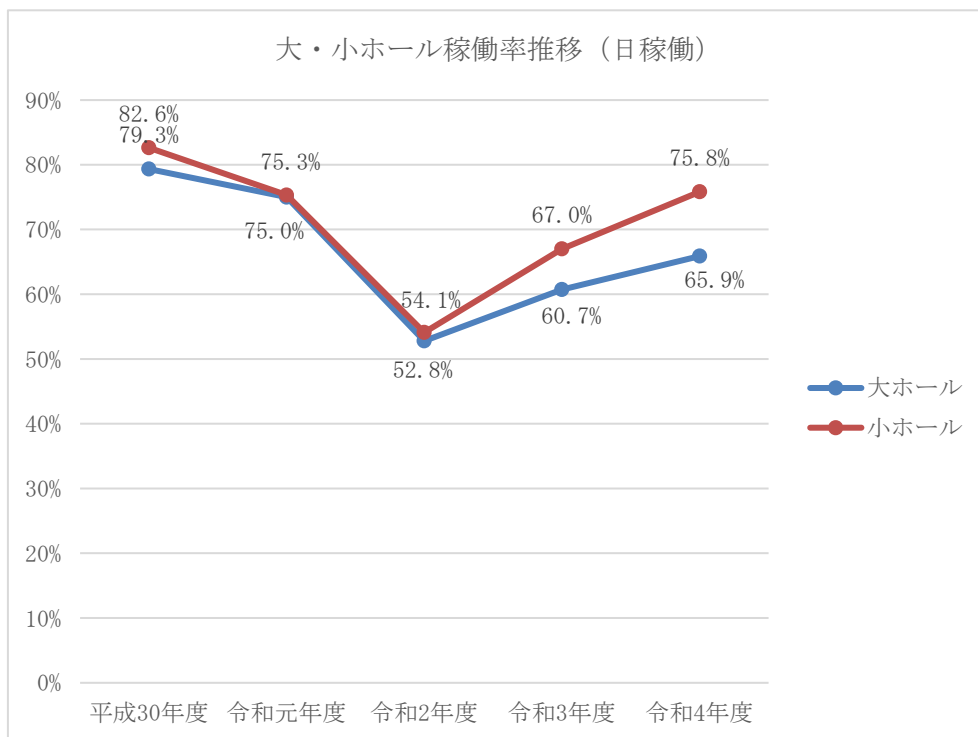
【施設別稼働率（ホール）】

開館日数 … 年間のうち休館日を除く日数

利用日数 … 午前・午後・夜間のうち1区分でも利用等が入っていた日数

日稼働率 … 利用日数÷開館日数×100%

	開館日数	大ホール		小ホール	
		利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率
平成30年度	305	242	79.3%	252	82.6%
令和元年度	308	231	75.0%	232	75.3%
令和2年度	305	161	52.8%	165	54.1%
令和3年度	303	184	60.7%	203	67.0%
令和4年度	302	199	65.9%	229	75.8%

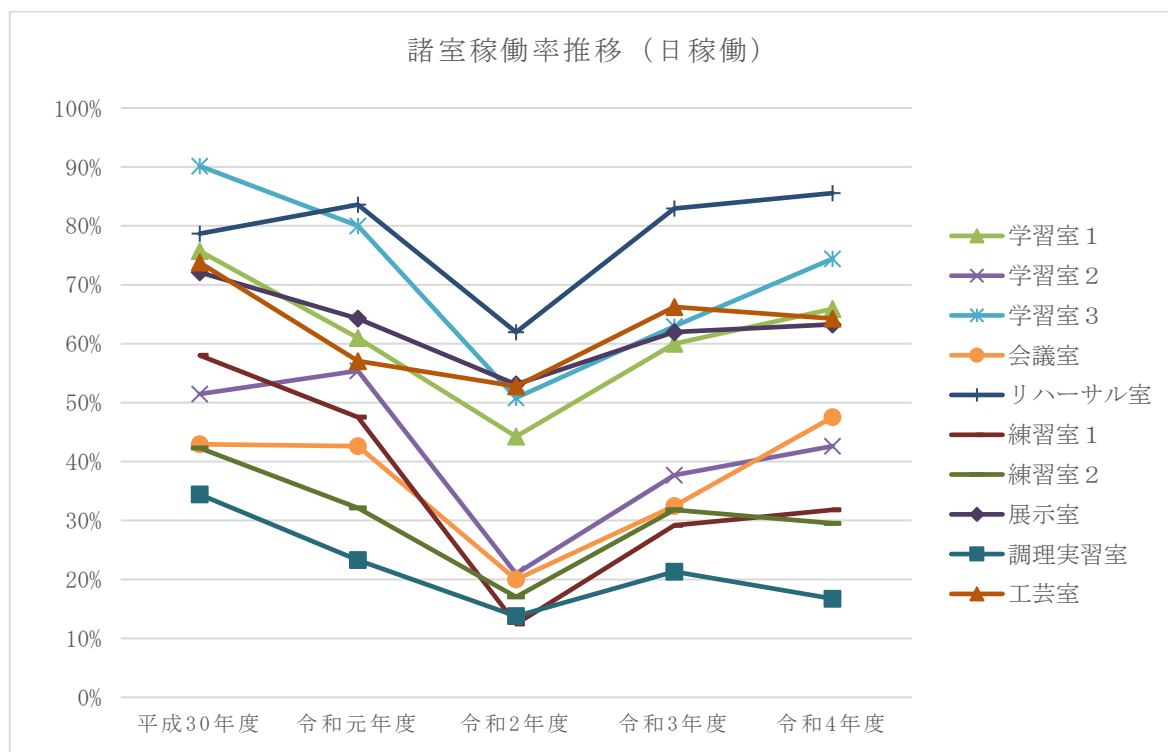


【施設別稼働率（諸室）】

	学習室1		学習室2		学習室3		会議室		リハーサル室	
	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率
平成30年度	231	75.7%	157	51.5%	275	90.2%	131	43.0%	240	78.7%
令和元年度	186	61.0%	169	55.4%	244	80.0%	130	42.6%	255	83.6%
令和2年度	135	44.3%	64	21.0%	155	50.8%	61	20.0%	189	62.0%
令和3年度	183	60.0%	115	37.7%	192	63.0%	99	32.5%	253	83.0%
令和4年度	201	65.9%	130	42.6%	227	74.4%	145	47.5%	261	85.6%

	練習室1		練習室2		展示室		調理実習室		工芸室	
	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率	利用日数	日稼働率
平成30年度	177	58.0%	129	42.3%	220	72.1%	105	34.4%	225	73.8%
令和元年度	145	47.5%	98	32.1%	196	64.3%	71	23.3%	174	57.0%
令和2年度	38	12.5%	52	17.0%	162	53.1%	42	13.8%	161	52.8%
令和3年度	89	29.2%	97	31.8%	189	62.0%	65	21.3%	202	66.2%
令和4年度	97	31.8%	90	29.5%	193	63.3%	51	16.7%	196	64.3%

※開館日数は大・小ホールの表に準じる



2. 利用者等へのヒアリング・アンケート結果

市民ホールの大規模改修の考え方を整理するにあたり、市民ホールに関する意見を以下のとおり、聴取しました。

	手法	対象	参加・回答人数
利用者	文化団体へのヒアリング・アンケート	守山市文化協会	11名
一般市民	市立図書館 本館でのヒアリング	市立図書館 本館の読み聞かせ会に参加された親子等	30名程度
	市立北部図書館でのヒアリング	市立北部図書館の読み聞かせ会に参加された親子等	20名程度
	中高生へのヒアリング	図書館ボランティアの中高生	10名程度
運営者	指定管理者ヒアリング	公益財団法人守山市文化体育振興事業団	1団体

(1) 利用者へのヒアリング・アンケート

守山市文化協会（以下文化協会）加盟団体の利用では、大ホールより小ホールを主に利用していることや、その際に2階諸室を控室として利用していることがわかりましたので、実態に即した機能や動線を検討する必要があります。

【市民ホールの利用について】

文化協会に所属している複数の団体が1年に1～2回のペースで利用しているということでした。主に利用するのは小ホールであり、大ホールは経費の関係から頻繁には利用できないということでした。

また、ホール利用時にホール楽屋のみでは控室が不足するため、展示室やリハーサル室を控室として利用するということでした。

【これからの市民ホールに期待すること、改善してほしいこと】

- ・リハーサル室を控室として利用する際、小ホールまでの動線が不便なため、施設の中心部にエレベーターを設置してほしい。
- ・可動式の椅子を、軽く設置のしやすいものにしてほしい。

(2) 一般市民へのヒアリング

市立図書館を会場に、来館者や中学生・高校生ボランティアなど、幅広い世代を対象に、市民ホールに関する意見を聴取しました。ほとんどの方が学校行事や鑑賞でホールを利用しているものの、諸室については利用したことがなく、どのような諸室があるのか、ホールの中で何が行われているのか分からない等の意見も挙げられました。

市民にもっと広くホールで行われていることを認知していただき、日常的な利用を促していくための検討を行っていく必要があります。



【市民ホールの利用について】

一度は利用したことがあるという回答が圧倒的に多かったです。音楽鑑賞や二十歳のつどい、子どもの展示会などで市民ホールが利用されています。

【市民ホールの良いところ】

- ・大ホールの音響が良い、広くてきれい
- ・様々なイベントで使える
- ・駐車場が広く、駅周辺と比べ混雑しない
- ・市の中心地にあり、どこからも集まりやすい

【市民ホールのここはもう少しと感じるところ】

- ・外観が暗い
- ・展示スペースが狭く感じる
- ・練習室など、知らない部屋が多い
- ・自動車を運転できない場合、アクセスが難しい

【市民ホールにあったら良いなと思うスペースや機能等】

項目	意見
外観・外構	・ 外観を明るく
設備	・ Wi-Fi環境の整備 ・ ディスプレイ広告 ・ 落書きができる壁、ボード
スペース	・ 朝市ができるようなスペース ・ ゆっくりできるスペース ・ 本、漫画が読めるスペース ・ おしゃれなカフェ ・ 少し遊べるスペース（子どもの縄跳びや卓球など） ・ 中庭で休めるようにしてほしい ・ 子どもが泣いたとき居られるスペース
新たな部屋	・ お風呂、温水プール ・ 二十歳のつどいで着付け用の更衣室 ・ 自習室 ・ 少人数で気軽に利用できる部屋 ・ シアタールーム ・ 子どもを預けられる部屋
大規模改修後の運用	・ 舞台裏の機械紹介 ・ 市民ホール紹介ツアー ・ 小ホールでの読み聞かせ会 ・ 見たい公演をアンケートで募集 ・ 公演の感想を見られるようにしてほしい

(3) 運営者へのヒアリング

指定管理者の公益財団法人守山市文化体育振興事業団に、改修や更新の必要な部分について意見を以下のとおり聴取しました。利用の現状をよく踏まえた上で、利便性の向上を検討していく必要があります。

【運営する上で感じる主な課題】

項目	回答
配置計画	・駐車場は守山市民運動公園と併用のため、大きな演目が重なりと不足することもある。
動線計画	・ロビーコンサートのためにグランドピアノをロビーまで搬出できると良い。 ・車椅子席が1階のみである。2階にも案内できる動線になると良い。 ・エレベーターがもっと広いと良い。 ・大ホールホワイエ階段の勾配が急である。
大・小ホール 舞台周り	・小ホールは上手袖がほとんどない。 ・照明については、調光ユニットの改修や卓の更新、灯体のLED化が必要と思われる。 ・音響については、アンプ類、操作卓、配線関係等は更新が必要と思われる。 ・プロジェクターの利用頻度は高い。LEDプロジェクターへの更新が望ましいのではないかな。 ・インターネット環境の整備が必要である。
大・小ホール 楽屋周り	・ITVの写りや楽屋天井スピーカーの聞こえが悪い。 ・電源は1部屋に2回路欲しい。 ・利用者から和室が欲しいという声もある。
大・小ホール 客席周り	・大ホールの座席幅が狭い ・小ホールの移動観覧席について、収納できるメリットはあるが音楽利用も多く、悩ましい。前方の椅子並べは利用者が行っている。 ・ホワイエはベビーカーを置くスペースや物販等に使用しているため、現状では狭いかもしれない。
諸室	・どの部屋にもインターネット環境があると良い。 ・全館利用時にどの部屋からもホールの状況がモニタリングできると良い。 ・練習室1、2は単独では使われない。

ロビー	・くつろぐスペースが足りないというご意見を利用者からいただくことがある。 ・改修されたトイレは利用者也満足している。未改修のトイレも同様に改修されると良い。
全体	・気候等により空調の効きが悪くなる場合がある。 ・備品倉庫が不足している。 ・ピアノ庫も空調管理ができる部屋にする必要がある。

3. 市民ホールの劣化状況

これまで、空調の熱源機器の改修やトイレの洋式化工事等を実施してきましたが、全館にかかわる大規模改修は行っておらず、経年劣化が進行しています。また、既存不適格への対応も必要となっています。

今回現況調査を行った結果、特に舞台照明設備の調光盤と調光操作卓の劣化が著しく、大規模改修までに使用不能となるおそれがあり、緊急修繕の必要性があります。一方で、調光盤の改修には半年程度の休館が必要になること、調光操作卓の改修は調光盤との一体的な改修が望ましいことなどから、いずれも大規模改修に合わせて実施します。なお、大規模改修までに万が一故障したときは、休館や補償も含めた対応が必要となります。

(1) これまでの主な修繕

施工年度	工事内容	費用(千円)
平成 20～29 年	舞台装置改修（大ホール・小ホール）	244,000
平成 28 年	空調設備等更新工事	252,500
平成 29 年	小ホール舞台音響設備関係	5,724
令和元年	外廊下屋根改修工事	7,400
	ロビー空調取替工事	4,200
	電話設備更新工事	2,838
令和 2 年	ロビー・レストラン空調改修工事	10,593
令和 3 年	大ホール・小ホールトイレ改修工事	91,000
令和 3～4 年	共用トイレ等改修工事	43,000
	合計	661,255

(2) 現況調査結果

外装関係では、陸屋根部分の防水の劣化、外壁の塗装劣化が確認できました。内装関係では、内部建具などには特に不具合はありませんでしたが、カーペット等に色褪せが見られます。設備関係では、現状不具合が見られない機器がある一方、受変電設備や空調機器の一部、舞台照明機器・舞台音響機器などでは、更新時期が近づいたり、過ぎたりしているものが多いです。平成20年～平成29年に改修した舞台装置の一部についても劣化が進んでおり、改修が必要となっています。

項目	状況
屋根	・銅板屋根は現状汚れ程度の劣化であるが、早期に改修が必要と思われる。張替は難しいが対策を施す必要がある。 ・陸屋根部分は防水の劣化が進行している。防水の更新工事が必要。
外装	・外壁タイルについて、目視による結果では、一部に多少の汚れやひび割れがあるものの、不具合は見られない。 ・外壁塗装は劣化が進んでいる。
内装	・内部建具は、特に不具合は見られない。 ・サインの不具合は見られない。 ・カーペットの色あせあり。
受変電設備	・変圧器、コンデンサーについて、特に問題ないが、更新時期にきている。
電力系設備	・照明機器について、不具合はないが、今後LED化が必要になる可能性がある。 ・配線機器について、特に問題ない。
弱電系設備	・自動火災報知に関する機器は特に問題ないが、更新時期にきている。
空調	・空調機器の一部は平成28年に更新済。 ・換気に関する機器は特に問題ないが、更新時期にきている。
給排水衛生設備	・現状、外観上特に問題ない機器が多いが、改修が必要な設備もある。
舞台機構	・制御部の装置は劣化が進んでおり改修が必要。 ・幕類は特に問題なし。 ・平成20年～29年に改修しているが、改修周期の短い装置は改修が必要な時期が近づいている。
舞台照明	・照明機器は更新時期にきているものが多い。 ・調光設備の劣化が激しい。調光盤、調光操作卓はメーカー部品の提供もなくなり、メンテナンス、修理が出来ない状況。
舞台音響	・入力、出力機器、ともに更新時期にきているものが多い。 ・音響調整卓、舞台袖操作盤は各部品（バッテリー等）の交換時期になっている。

4. 現施設の特徴と問題点

利用状況や現況調査の結果等から、現在の市民ホールの特徴と問題点は表のとおりです。

特徴	大ホール	・音響性能が良い。 ・県内の文化施設の中でも座席数が多い（1,300席）。
	小ホール	・一部座席が収納できる可動椅子であり、展示会等様々な用途で使用可能。
問題点	大ホール	・席幅が狭く、また、千鳥配置でないため、利用者が快適に鑑賞しづらい。 ・大ホールに隣接する母子室がプロデューサー室を兼ねているため機材が多数設置しており、また段差も多く使いづらい。
	小ホール	・音楽関係での利用も多いが、音響性能が低い。 ・小ホールの可動椅子がつまずきやすい。
	諸室	・2階の諸室の存在が利用者にあまり周知されていない。また中が見えず入りにくい。
	共用部	・ロビーが狭く混雑する。 ・運動公園側通用口から出入りされる方が多いが、通路が狭い。 ・中庭が活用されていない。 ・前庭が活用されていない。

5. 現代のホールに必要な設備や機能

前述した問題点に加え、市民ホール建設当時から社会状況の変化や法律の改正があり、市民ホールに求められる設備や機能も変化しています。改修にあたってはこの変化にも対応が必要となり、新たな設備や機能を追加する必要があります。

(1) 安全性の変化への対応

東日本大震災で、天井が脱落する被害が生じたため、地震時における天井脱落による被害を防止すべく、建築基準法が一部改正（平成26年4月1日施行）され、「特定天井」に該当する場合には、技術基準に従って脱落防止対策を行うことが義務づけられました。

※特定天井とは高さ6m超、面積200㎡超の天井。市民ホールでは、大ホール、小ホールが該当するとみられます。また、ロビー吹き抜けは、面積200㎡超ではないため、特定天井には該当しませんが、安全性確保のため、対策が必要となってきます。

(2) ユニバーサルデザインの推進

平成30年12月にユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。全ての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設の整備が求められています。

(3) 省エネルギーの推進

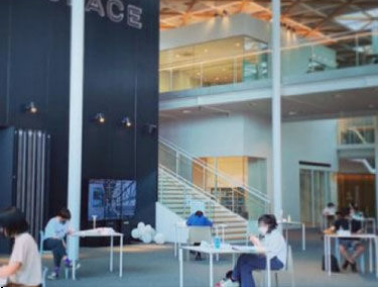
国において、令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言され、令和12年（2030年）度における温室効果ガス排出量を平成25年（2013）年度比で46％削減、さらに50％の削減に向け努力することが表明されました。

本市においても、第5次地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（案）にもとづき、公共施設の既存施設の大規模改修についてもできる限り省エネに取り組むこととしています。

(4) 新しい広場としての機能

平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、平成29年6月に「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行され、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されます。

【他市事例】

自治体名	津市	多摩市	奈良県
施設名	津市久居アルスプラザ	パルテノン多摩	奈良文化会館
新しい 広場例			
概要	市民ロビーに机と椅子を設置し、休憩や自習ができるスペースにした。学生が土日を中心に自習をしに来館することが多くなった。	子育て世代の遊び場として、木製遊具を設置した「こどもひろばOLIVE」（有料）を新設。土日等は入場制限が必要なほど利用者が多い。	中庭を屋内化し、エントランスと一体利用できるよう、整備予定。大型サイネージ等を設置し交流ができるようにする予定。

施設写真・イメージ：各県・市のHPより引用

V. コンセプト

1. 目指すべき将来像

これまで市民ホールでは、大ホールは文化芸術を鑑賞する場として、小ホールや学習室等の諸室は市民の発表や学習の場として着実に実績を積み上げてきており、多様な文化芸術に市民が触れる機会を支援してきました。市民にとっても、文化芸術振興の拠点として認識されています。

今後は、これまでの文化振興の拠点としての役割に加え、市民自らが多様な創造活動を発信する場として、さらには、市民が日常的に足を運び交流する場として、末永く愛される施設を目指します。

2. 市民ホールの大規模改修の方向性（基本理念）

市民ホールが抱えている課題や求められている機能等に対応し、目指すべき将来像を実現できる施設を目指します。

(1) 現在のホールの良さを引き継いだホール

知名度のある交響楽団の公演等を開催できる大ホールの座席数や、数多くの吹奏楽関係の催しが開催できる音響の良さを維持します。また、小ホールは大規模改修後も各種発表会から展示会等まで幅広い利用を促進する多機能ホールとして検討します。

(2) 安全・安心で誰もが使いやすい施設

市民ホールは開館から37年が経ち設備関係の劣化等が激しいことから、各所の修繕、更新をします。また、特定天井等の現代の建築基準に則った安全性の確保も必須です。さらにユニバーサルデザインを最大限に取り入れることで、子どもから大人まで、アマチュアからプロまで、すべての人々が利用しやすい施設へ大規模改修します。

(3) 地球環境にやさしい施設

照明等の高効率化等、省エネルギーを推進し、環境負荷の低減を図ります。環境負荷の低減により、ランニングコストの縮減も実現できるよう配慮します。

(4) 多様な市民が、文化芸術活動の練習・発表・創造の場として使える施設

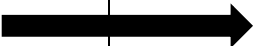
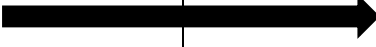
各諸室の用途等を見直し、小ホールや諸室を今以上に使ってみたいと思える施設へ大規模改修することで、文化芸術に誰もが触れられ、子どもから高齢者まで多様で多世代の市民が、自分も作ってみたい、発表してみたいと思える施設を目指します。

(5) まちの広場として、開かれ、交流がうまれる施設

ロビーや中庭、広場等を、「日常的な市民の憩いの場」という新しいコンセプトのもとで運用の活性化を図り、イベントや公演がなくても市民がふらっと立ち寄り、交流がうまれる施設を目指します。

VI. 今後の予定

令和 6 年度は、基本計画の策定を予定しています。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
基本計画 (整備手法の 決定)					
基本設計					
実施設計					
改修工事					
補助金申請 (社会資本整備総 合交付金)	 立地適正化計画 の見直し	 R7.7 立地適正化 計画公表 R7.7 補助金の概 算要望書提出 R8.1 補助金申請			
休館中の指定 管理について 文体と協議					
改修後の運営 (料金含む) 検討					
予約受付の停 止判断、休館 の周知					
市民ホール備 品置き場確保		候補地検討	 引っ越し	 仮置き場	

※休館の時期および期間については、令和 6 年度に精査して決定することとします。